

蟹江町障害者活躍推進計画

機関名	蟹江町教育委員会
任命権者	蟹江町教育委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
蟹江町教育委員会部局における障害者雇用に関する課題	蟹江町教育委員会においては、職員総数が約30人程度であり、障害者を雇用しなければならない事業主の対象外である。また、職員の採用及び人事異動等の実務は町長部局で一括して行っているため、独自に職員を採用する権限は持っていない。しかしながら、教育委員会として、より一層の体制整備や相互理解のための取組が必要である。
目標	
① 採用に関する目標	町長部局と連携しながら、法定雇用率を満たすことを目標とする。 （令和6年6月1日時点）2.60%以上 ※ 令和元年6月1日時点の実雇用率：2.26% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
② 定着に関する目標	なし ※ 今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○ 職員は、蟹江町長部局からの出向職員で構成されていることから、障害者雇用推進者は町長部局と同一の総務部総務課長を選任する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○ 一定の合理的配慮が必要な障害者である職員が活躍できる職務の選定（既存業務の切出し等）及び創出（複数の作業の組み合わせによる新規事業の創出）について随時検討する。 ○ 人事評価面談の際に、障害者である職員の職務上配慮の必要な事項や職務遂行状況、習熟状況等に応じて職務を分担できるように検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○ 定期的な面談等により必要な配慮を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○ なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○ 時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。

4. その他	○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。
--------	---